

習志野市教育委員会会議録
(令和2年第7回定例会)

- | | | | |
|---|------|-------------------------------------|---------|
| 1 | 期 日 | 令和2年7月22日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後2時52分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智津子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 天 田 正 弘 |
| | | 生涯学習部長 | 塚 本 將 明 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部技監 | 遠 藤 良 宣 |
| | | 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 |
| | | 学校教育部副参事 | 芹 澤 佐知子 |
| | | 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育課長 | 野 村 健 一 |
| | | 指導課長 | 杉 山 健 一 |
| | | 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 |
| | | 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 |
| | | 社会教育課長 | 藤 原 友 哉 |
| | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| | | 青少年センター所長 | 加 藤 努 |
| | | 中央公民館長 | 河 栗 太 一 |
| | | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 |
| | | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 |
| | | 学校教育部主幹 | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 佐久間 心 之 |
| | | 学校教育部主幹 | 大 塚 良 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 篠 宮 淳 一 |
| | | 学校教育部主幹 | 新 井 理 香 |
| | | 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 |
| | | 学校教育部主幹 | 坂 口 修 史 |
| | | 生涯学習部主幹 | 妹 川 智 子 |
| | | 指導課主任指導主事 | 荻 原 洋 |
| | | 指導課主任指導主事 | 小 林 徹 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (2) 令和2年習志野市議会第2回定例会一般質問等について
- (3) 令和元年度教育費予算の繰越しについて
- (4) 谷津小学校全面改築(建替え)について
- (5) 令和2年度育英資金受給者の追加決定について
- (6) 令和3年度の鹿野山少年自然の家を活用したセカンドスクールの方向性及び保護者アンケートの実施について
- (7) 大久保東小学校地区放課後子供教室の開設状況について

第3 議決事項

- 議案第23号 令和2年度教育費予算案(9月補正)について
議案第24号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について
議案第25号 令和3年度使用教科用図書の採択について
(習志野市立習志野高等学校の図書)
議案第26号 習志野市文化振興計画(案)の諮問について

第4 協議事項

- 協議第1号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和2年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が8名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、議案第23号及び議案第24号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の会議について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間を短縮するため、報告事項については原則として説明を省略し、質疑応答のみを行うことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和2年第6回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(1)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

資料1ページ目からの学校教育部の対応については、後程担当から説明をする。資料3ページ目、生涯学習部の主な対応になる。公民館については、現状の対応としては、「〔第3段階〕7月14日(火)以降」として、人との距離の緩和、部屋の貸し出し等について、制限等を緩和して貸し出しを行っている。図書館については、「〔第3段階〕7月4日(土)から当面の間」として、席数を減らして対応をしている。また、新聞及び雑誌等の提供を再開し、少しずつ施設の再開をしているところである。その他については、後程資料を御覧いただきたい。資料8ページ目、こども部の主な対応として、幼稚園の対応を記載している。資料記載のとおりとなっており、夏季休業については、8月1日から8月23日としている。また、令和2年度の鹿野山の宿泊保育については中止としている。また、参考として、放課後児童会について、資料記載のとおり対応している。

資料1ページ目からの学校教育部の対応について、学校教育課より説明をさせていただき、と概要を説明

野村学校教育課長

報告事項(1)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「1 新型コロナウイルス感染症対応のための臨時休業」として、第六中学校を7月16日木曜日から17日金曜日まで臨時休業とした。対応については、校内の消毒、生徒及び教職員の健康状態の把握になっている。7月20日月曜日より通常どおり学校を再開している。「2 小・中学校」として、小中学校の学校再開後の心のアンケート及び欠席状況について、資料記載のとおりである。「3 習志野高校」について、行事の対応、学校説明会の開催、部活の代替大会について記載している。「4 習志野市総合教育センター」について、7月20日現在の各種学校支援動画の本数が163本となっている。「5 主な行事について」、小中学校の主な行事等の対応について、資料記載のとおりになっている。「6 今後の授業時数の確保について」として、夏季休業を8月1日土曜日から8月16日日曜日までと設定し、併せて、例年は休みの日である6月15日県民の日、9月から11月の隔週土曜日、また、小学校6年生と中学校3年生は12月24日木曜日に授業日を設け、授業時数の確保をすることを考えている、と概要を説明

赤澤委員

新型コロナウイルスの関係で第六中学校の件が記載されており、恐らく感染した人が出たということだろうと思うのだが、その際の対応について、2日間かけて健康状態の把握等を行ったとのことだが、各家庭に連絡をした中で、家庭からの問い合わせや、何かしらのアクションはあったかお伺いしたい。特に問題はなかったのか、と質問

野村学校教育課長

特に問題があったとは認識していない、と回答

馬場委員

今ほどの質問に関連するが、第六中学校の保護者に知り合いがあり、聞いたところによると、感染症対策ということで学校からは連絡を受けているが、実際のところ、保護者間では新型コロナウイルスに感染した人が出たという認識をしており、なぜはっきり新型コロナウイルスの感染者が出たと言ってくれないのかという疑問が保護者の中であったと聞いている。直接学校教育課への問い合わせはなかったのかもしれないが、保護者としてはすごく不安が大きくなったと聞いた。保健所の調査の関係で公には言えないということなのか、と質問

野村学校教育課長

今回の件については、千葉県から7月16日に10代の男性、習志野市の生徒が感染したという発表があった。これを受け、習志野市としては、保健所の指導を受けながら、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で、様々なことを決定しながら対応をした。習志野市内で児童生徒から発症した1例目ということで、教育委員会としても、様々な部分において慎重に対応を進めていく中で、広報の仕方についても、臨時休業や消毒を行い、安全に学校を再開できるということで報告をした。もちろん、該当校の保護者や生徒に対しては、今の状況や消毒作業を行っていること、学校を再開する日を連絡し、現在は安全であり、濃厚接触者もないという通知を順次行いながら対応した。全ての情報を公表するというのは、風評被害で子どもが学校に行きづらくなる可能性等があることから難しい。学校からの意見はもちろんのこと、学校が受けた保護者からの御意見等についても慎重に受けながら、今後対応していきたいと思う、と回答

馬場委員

公表できる情報が少ないと余計に不安になり、逆効果になるのではないかと思います。様々な諸事情があるとは思いますが、保護者の不安を払拭できるように努めていただきたいと思う。第六中学校には隣に屋敷小学校があるが、屋敷小学校の保護者に対しては何か連絡等は行ったのか、と質問

野村学校教育課長

先ほども申し上げたが、感染者が出たことの連絡に関しては、保健所が指導をしている。学校に伝わる早さとしては、実際にPCR検査や抗原検査を受け、自分がかかったことを学校へ報告する方が早いか、保健所からの連絡の方が早いかということにある。今回については、学校に連絡をいただく中で、その後に保健所が大至急立ち入り検査を行い、感染経路の確認等を行い、濃厚接触者はいないだろうという判断を行った。それをあえて近隣の学校に連絡するということはしていない。もちろん、兄弟関係等も考えられるので、もし関係者がいるようであれば報告をするが、今回はそういうことがないという保健所の指導を受けて、近隣の屋敷小学校には報告していない、と回答

馬場委員

保護者の中での噂話は相当早くまわると思う。恐らくだが、屋敷小学校の保護者はすごく不安だったのではないかと思います。兄弟関係もあり、第六中学校から感染者が出たと保護者間のコミュニティで話は回っていたのではないかと思います。自分が屋敷小学校の保護者だとしたら、情報として教えておいてほしいと思う。様々な判断があり、難しいとは思いますが、今後は、私の一意見になるが、近隣の関連する学校には伝えておいていただいた方が良いのではないかと思います、と発言

小熊教育長

この問題については学校教育課長が説明をしたとおり、個人が特定されないように十分注意していかなければいけないという一方で、公表の基準について明確にしていけないと、なかなか不安を払拭できないという部分の反省がある。そのあたりを確立した上で、必要な情報を必要なところに伝えていかななくてはならないということは、新型コロナウイルス感染症対策本部の中でも議論があった。今後しっかりと対応していきたいと思う、と発言

高橋委員

今ほどの問題に関して意見を述べるが、確かに情報の扱いというのは非常に難しいことだと思う。今、盛んに話題に出ていた「不安」という面だけではなく、新型コロナウイルス感染症だとわかりきっているのに、市は何も言わないというところで、信頼感が失われるのではないかと思う。教育委員会、学校、保護者、子どもが皆で協力していかななくてはいけないのに、情報を隠しているように捉えられるのは非常によろしくない。もし、新型コロナウイルス感染症の発症者が出たと直接的な表現で言えないのであれば、感染症ではあるけれど、保健所の指導により言えないと言い切ってしまうなど、研究中なのかもしれないが、受け手からの信頼感が保てるような情報の出し方は可能なのではないかと思う。検討していただきたい、と要望

野村学校教育課長

7月16日に千葉県が発表した後に、新型コロナウイルス感染症対策本部会議等を行い、翌日から臨時休業になることから、7月16日の夜には、第六中学校から保護者宛てにインターネットや連絡メール等を使用してプリントを発送している。その中で「現在のところ本校に濃厚接触者はいない」ということを断言した中で、保健所の指導で取っている対応をお伝えしている。ただ、今ほど委員から御指摘をいただいた、不安な部分や、情報を全て上げて欲しいという部分については、今後検討していかななくてはいけないところだと思う。教育委員会としては、子どもを守るということを第一に考えて進めていたところなので、そのあたりは御理解いただきたい、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和2年習志野市議会第2回定例会一般質問等について (教育総務課)

高橋委員

新型コロナウイルス感染症の関係で、こういう状況の中で学校教育をどのように行っていくのかについて多くの質問があり、それに対して学習動画のアップや、オンライン授業を検討していると答弁していると思う。対応してきたことは答弁されているが、それが子どもに使われたかどうかについて、調べられているのか伺いたい。恐らく、今後どのような動きになるかはわからないが、本当にオンラインが頼りになることも考えられる。その時のために、アップした動画をどのぐらいの子が見たのか、それで勉強できたのかの評判について知っておくことが大事だと思う。そういう意味で教えていただきたい、と質問

笹生総合教育センター所長

学習動画について、正確な数字は把握していないが、分散登校や一時登校の中で活用したか、家庭で学習動画を見たかというようなアンケートは簡単に行い、把握をしている。家庭におけるインターネット環境がない子どもについては、なかなか動画を家庭で視聴できなかったようだが、分散登校の中で、学校にある端末を活用して視聴したという例もあった、と回答

高橋委員

正確な数字じゃなくて良いので、約7割は見ただとか、そのようなことはわからないか、と質問

笹生総合教育センター所長

一時登校の際に視聴した子どもが448人、分散登校の際に視聴した子どもが270人である。この718人については、学校の端末を使用した視聴となっている。小中学生が約1万3千人いるため、学校の端末を使用して動画を視聴した割合は5%程度であった。また、総合教育センターで制作した162本の動画については視聴回数を把握しており、小学校用動画が9千39回、中学校用動画が6千835回、共通動画が972回であり、全体の視聴回数は1万6千846回である。この視聴回数を見ると、1人1回以上は見ているという統計になる、と回答

高橋委員

大変参考になった。利用されたものの数字を見て、どんなものが人気なのか検討し、ぜひ次に生かしていただきたいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 令和元年度教育費予算の繰越しについて

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 谷津小学校全面改築(建替え)について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 令和2年度育英資金受給者の追加決定について

(学校教育課)

馬場委員

学業成績優良について、5段階評価で3.8以上という評点平均があるが、もしかしたらそこがネックで受給できていない子がいるのではないかと感じる。この評点と、面接と作文で選考するのと思うが、評点を見て、そこでふるい分けをしてから面接に進むのか。この選考の仕方の順番は何かあるのか。評点が3.8以上ないと、面接も作文もなしになるのか、と質問

野村学校教育課長

評点平均が3.8に達してないと申請ができないため、面接も作文もしていない、と回答

馬場委員

評点平均が3.8に達していないと申請ができないのであれば、その生徒の人柄や、他の面で頑張っているところが見えないと思う。ある程度の学力はもちろん必要だと思うが、門戸を広げる意味でも、そのあたりの基準を少し考えてみるのも良いのではないと思う、と発言

高橋委員

評点平均が3.8以上というのは、全体の上位何%の子どもに当たるのか、と質問

野村学校教育課長

これについては絶対評価というところがあり、中学校と高等学校では違うというのは十分認識している。しかしながら、全体の上位何%かは把握していない、と回答

高橋委員

3.8というのが上位何%なのかによって、相当厳しい数字なのであれば基準を考えなくてはいけなし、半分ぐらいは3.8以上に達するのであれば、その数字は満たして欲しいという話にもなると思う。もちろん絶対評価であるため、学校によって違うところがあり一概には言えないのはわかるが、その比率を知りたいと思った、と発言

赤澤委員

今ほどの意見と重なるが、今後見直されるということであれば、現状把握というのが必要だと思う。最終的に16人というのが、何人中の16人なのか把握できないと、その基準を緩めるべきなのか、緩めても同じ結果になるのかわからないのではないかと思う。検討をお願いしたい、と要望

野村学校教育課長

学校教育課の中でも現在検討をしている。現在中学3年生が何人いて、その中で準要保護対象者が何人いて、評点平均3.8以上を満たす生徒が何人いるかというのは調べるのが難しいため、どのようにやっていけばいいかを検討している。引き続き、検討していきたいと思う、と回答

小熊教育長

この件については、教育委員会事務局内でもかなり議論になったところである。習志野市にとって有為な人材の育成ということで行っている制度なので、きちんと設計を見直して臨みたいと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

報告事項(6) 令和3年度の鹿野山少年自然の家を活用したセカンドスクールの方向性及び保護者アンケートの実施について (学校教育課)

高橋委員

アンケートの作りについて、「ア・イ・ウ・エ」と選択肢があるが、「イ」の意図がよくわからない。「ア」とどう違うのか。なぜこの「イ」があるのか、と質問

野村学校教育課長

このアンケートについても、様々な方から御意見いただきながら作成をしている。わかりにくいとお考えになる方もいると思っている。「ア」と「イ」の違いについて、「ア」については、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、参加者においても、マスクの着用や手洗い等を個人でも完全に行うものであり、「イ」については、そうした中でも、例えば、お風呂場でどうしても三密の状態ができてしまうとか、そういった意味で違いをつけたものである。全てをクリアできない場面があるとい

う意味で、アンケートの選択肢に入れたが、わかりにくいという御意見もいただいている。今後、もし同じような形でアンケートを実施する場合には、再度検討をしてから実施したいと思っている、と回答

高橋委員

完全に対策が取れないというのは、「ア」の「*2」に記載されており、これは当たり前のことだと思う。私が心配しているのは、教育委員会のアンケートで、完全でない中でも、参加者がどうしても実施したいのであれば実施するというような聞き方というのは、それだけで批判を招いてしまうということである。実際、多くの人が「イ」を選択したとしても、教育委員会も学校もベストを尽くすしかない。「イ」があることによって問題が起こるだけのように思ったので質問をした、と発言

赤澤委員

聞き方の問題もあると思うが、もし私が保護者だった場合、事実的な話として、どのぐらいの部屋で、どういった形で行われるのか、「*2」の部分について、もう少し詳しい話が聞きたいと思う。逆に、ここまではやるというようなことがあり、その事実を見た上で、参加するかしないかの判断ができると思う。まず、どういった形で、どの基準で実施されるのかということの情報提供が必要なのではないか思ったが、いかがか、と質問

野村学校教育課長

「*2」に、収容人数の制限や、実施学年の縮小等と記載しているが、実際に制限や縮小をする規模が半分なのか、3分の1なのかは伝えることができない部分がある。人数制限等の対応はするが、その中で参加を希望するかという聞き方をしている。御理解いただきたい、と回答

赤澤委員

アンケートは、実施してからのフィードバックでわかることもあると思う。引き続き、保護者の声をすくい上げるような形で実施されると良いのではないかと思う、と発言

馬場委員

今年度のセカンドスクールは中止になっているかと思うが、それに代わる何か計画があるのか。来年度のことは方向性が記載されているが、今年度はいかがか、と質問

杉山指導課長

今年度の鹿野山セカンドスクールについては中止としているが、鹿野山少年自然の家の先生方から、鹿野山で行っていたプログラムを、こちらで出前講座のような形でできないかと提案があった。学校と調整し、実現化に向けて現在進めているところである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

報告事項(7) 大久保東小学校地区放課後子供教室の開設状況について (社会教育課)

馬場委員

登録児童数がすごく多いが、参加人数の推移を見ると、概ね想定内となっていると思う。仮に、登録児童数の大多数がその日に参加しようとした場合、受け入れ人数の上限を設けたりして、上限を超えた場合には受け入れないということはあるのか、と質問

藤原社会教育課長

現状では特に上限というものを定めていない。夏休み等、参加児童数が多くなる時期を見据える中では、現在は学習室や校庭を使用しているが、図書室や体育館を活用し、できる限りその日に参加したい子どもについては受け入れできるように動いている。今後、委員が懸念しているような状況が出る場合もあり得るので、検討は必要だと思うが、基本的に現在は想定の中で動いている。特に上限は定めず、体育館等の様々な場所を活用する中で、子どもには参加していただこうと考えている、と回答

馬場委員

臨機応変に対応していくということで理解した。例えば、夏休み等ですごく参加人数が増えた場合に、それに対応する先生を増やすというのは、臨機応変に対応できるものなのか、と質問

藤原社会教育課長

増員の対応については、事業者との契約の中で、臨機応変に対応するよう契約している。7月に事業が開始され、放課後子供教室に興味があって参加することも多いだろうという想定や、夏休みにおいては、やはり普段よりは多く参加するだろうという想定の中で、現状もスタッフを通常3人のところを、4人や5人に増やしている。また、市の職員も定期的に現地に行き確認をして対応している。子どもの参加状況によって臨機応変に対応することについては、市の職員も含めて対応していけるよう体制を取っている、と回答

赤澤委員

資料2ページ目に「参加児童リストバンド」というものがあるが、これは参加している児童の何かを把握するためのものか。仕組みはどのようになっているのか、と質問

藤原社会教育課長

リストバンドに児童の名前が書いてあり、参加した児童が受け付けをした後に腕に巻き、校庭で遊んだりする。どの児童が放課後子供教室に参加をしているかをスタッフが一目でわかるようにするためにリストバンドを付けている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(7)は終了した。

議案第25号 令和3年度使用教科用図書の採択について

(習志野市立習志野高等学校の図書)

(学校教育課)

荻原学校教育課主任管理主事

議案第25号「令和3年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)」、説明する。

本議案は、習志野市立高等学校管理規則第15条の規定により選定された教科用図書について、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき提案するものである。

選定に至るまでの経緯については、学習の系統性を十分考慮し、学校内の各教科部会での検討、教務部と各教科主任等による検討の後、職員会議を経て、校長による公正かつ公平な選定が行われた。

資料15ページ目を御覧いただきたい。令和3年度から新たに選定された教科用図書は、全59

種中、国語科の1種である。詳細については、資料8ページ目から記載している「教科書選定理由書」を御覧いただきたい。

なお、本定例会終了後、令和3年度使用の教科用図書の需要数について、千葉県教育委員会教育長宛に、習志野高等学校長より、資料16ページ目から記載している「第2表 令和3年度使用教科書一覧表」をもって報告することを御承知おきいただきたい、と概要を説明

小熊教育長

新しく選定された教科書について、触れている部分があれば説明していただきたい、と発言

荻原学校教育課主任管理主事

資料15ページ目に、昨年度と変更した教科書の選定理由を記載している。現代文・古典とも良質で、基礎学力の定着に適した教材が多いこと、文法や作品解説の資料が豊富で、生徒の知的好奇心を刺激する構成であるということで、来年度の新1年生の教科書として新しく選定した、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第26号 習志野市文化振興計画(案)の諮問について

(社会教育課)

妹川生涯学習部主幹

議案第26号「習志野市文化振興計画(案)の諮問について」、説明する。

本議案は、習志野市文化振興計画(案)について、社会教育委員会議へ諮問するものである。昨年度実施した文化振興に係る市民意識調査の結果と、教育委員会会議や各審議会からいただいた意見を参考に、計画案をまとめたため、その概要について説明する。

計画案の概要は、スライド資料2ページ目の項目で構成されている。

策定の趣旨としては、本計画では将来像を実現するため、文化振興に必要な取り組みを明確化し、効率的・効果的に進めるため策定している。策定のきっかけとしては、これまで本市の文化振興施策は教育振興基本計画に基づいて実施していたが、文化芸術基本法の改正により、まちづくりや国際交流、福祉などとの連携が求められていること、また、少子高齢化や、市民ニーズの多様化など、社会の変化への対応が一層必要となってきたことから、計画策定となった。

計画の位置付けは、スライド資料4ページ目のとおり、文教住宅都市憲章を基本理念とし、教育振興基本計画を上位計画としている。計画期間は、来年度から、教育振興基本計画の終わる令和7年度までの5年間である。計画で扱う文化の範囲は、スライド資料5ページ目のとおり、国及び県と同様としている。

昨年度実施した市民意識調査の結果から分かった問題と課題だが、1点目として、本市は国と比較しても文化に触れる割合が高くなっていった。しかし、活動となると、30代から50代のいわゆる働き盛り・子育て世代は、意欲があってもなかなか時間がなく、活動できないという傾向となっていた。また、80代以降も減少傾向であった。このことから、生涯にわたる学びの推進のため、誰もが公平に、また、身近なところで文化に触れる環境整備が必要であることが分かった。2点目として、今後、力を入れた方が良い取り組みとして、市民のニーズが一番高かったのが子どもに対する施策だった。一方で、芸術文化協会などの文化団体は高齢化が問題で、後継者がなかなかいない中、これまで本市の文化を牽引してきた方々の勢いがなくなることで、本市の文化が停滞していくことが懸念される。このことから、若い世代や子ども達が次の担い手になれるよう、文化に触れる

機会を充実させ、世代間交流などを行い、引き継いでいくことが大切であることがわかった。3点目として、本市の特徴である、音楽、公民館、文化財では、市内にある文化財や文化ホールができて以来、毎年恒例に行っている習志野第九演奏会などについて、思っていたより認知度が低い結果であった。また、公民館についても利用が停滞傾向にあり、いずれにしても特徴を生かしきれていないところがある。これら本市の特徴を強みに変え、活用していくことが重要であるとわかった。

以上のことから、教育振興基本計画にある、「生涯にわたる学びの推進」の下、この計画の将来像を、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」とし、将来像を達成する3つの方向性として、「文化に触れる」、「文化をつなぐ」、「文化を活かす」と設定した。

「方向性1 文化に触れる」では、年齢や障がいの有無、国籍等、置かれている状況に関わらず、誰もが身近なところで文化に触れる機会をつくることを目指す。施策と主な取り組みは、スライド資料8ページ目のおりだが、「施策2 身近な場所で質の高い文化」では、習志野文化ホールの人脈を生かし、地域のイベントや福祉施設等に演奏家たちを派遣するアウトリーチ事業の他、以前、高橋委員からいただいた御意見を参考に、ICTを活用した取り組みも検討していく。また、「施策3 文化に関する情報の収集と提供」では、昨年度、審議会の委員からも「分かりづらい」という御指摘をいただいていたが、ホームページ上で点在する文化芸術に関する情報を1つにまとめて分かりやすくし、また、内容を充実させ、効果的な情報発信を検討していきたいと思っている。

「方向性2 文化をつなぐ」では、これまで文化芸術を支えてきた人から、次代を担う子ども達に継承し、世代間での交流を図り、本市が培ってきた文化芸術をつないでいく。主に、子どもに対する施策をまとめたものになる。「施策2 文化を次世代につなげる環境の整備」では、芸術文化協会で行う市展や文化祭などの行事に子ども達が参加できる場を設け、世代間交流を通じて文化をつないでいけるような取り組みをしていく。また、「施策3 伝統文化を担う子どもや若手の育成」として、スライド資料10ページ目は、袖ヶ浦公民館で取り組んでいる年末年始事業である。和太鼓やお囃子、門松づくり、どんど焼きなど、伝統文化を体験する取り組みをしている。このように、子ども達が伝統文化に触れ、興味を持って続けることができるような取り組みを広げていきたいと思っている。

「方向性3 文化を活かす」では、本市が育んできた音楽のまち、歴史や文化財等の文化的資源、地域文化を象徴する公民館活動を大事にし、身近に感じられるよう、教育や地域の活性化に生かしていく。「施策1 音楽のまち習志野の推進」では、特に小中学校、高等学校においては全国レベルで活躍しており、有名ではあるが、地域においてもそれに続けるよう、地域で音楽活動をする人材を活用し、様々なところで音楽が響くような取り組みをしていきたいと考えている。

計画の推進にあたっては、関係各課や芸術文化協会、習志野文化ホール、公民館等と連携して行っていく。また、評価については、3つの方向性それぞれで指標を設定すると共に、毎年度、具体的な取り組みの実績を確認していく。その内容については、各審議会等へ報告し、御意見をいただきながら計画の進捗を確認していく。

最後に、今後の予定は、パブリックコメントを実施し、年度内に計画を策定する予定である。また、これと並行し、社会教育委員会に諮問し、御意見をいただいくとともに、計画と関係の深い公民館運営審議会や文化財審議会においても、御意見をいただいく。教育委員会会議においては、その都度、報告をしていく、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

利根川学校教育部主幹

協議第1号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。

初めに、点検・評価の法的根拠だが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表すること」と規定されていることから、点検及び評価を行っているものである。

次に、点検・評価がどのように行われているかの構造についてだが、習志野市の教育の方向性を定めているのは「習志野市教育基本計画」であり、この基本計画の実施計画にあたるものが「習志野市教育行政方針」であり、行政方針は年度ごとに策定している。そして、この「習志野市教育行政方針」に基づき、教育施策が確実に実施されているかについて、点検・評価を行い、次年度の教育行政方針の策定に生かしている。

続いて、昨年度からの改善点である。これまでは、文章表現のみで示していた評価結果を、今年度から、総括的評価についてはAからCの3段階で示し、評価結果を分かりやすく表現するようにした。各課の自己評価については、小施策の達成度を、「十分取り組めた」を「(A)」、「おおむね取り組めた」を「(B)」、「あまり取り組めなかった」を「(C)」、「全く取り組めなかった」を「(D)」とする4段階で評価した。さらに、「(A)」は3点、「(B)」は2点、「(C)」は1点、「(D)」は0点とし、施策ごとに平均点を算出した。平均点が2.5点以上を「(A)」、2点以上2.5点未満を「(B)」、2点未満を、「(C)」として、3段階で施策の達成度を示している。以上が昨年度から改善した点である。

続いて、報告書の内容について、数点紹介する。初めに、「基本方針1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上」、施策(1)、「③体験と言葉を重視した教育活動を行います。」では、鹿野山の宿泊保育を実施している。スライド資料6ページ目のとおり、豊かな自然の中で子どもたちが生き生きと活動している。しかしながら、昨年9月に発生した台風15号により、鹿野山少年自然の家の周辺でも、スライド資料7ページ目のとおり倒木が大量に発生した。鹿野山少年自然の家の職員による安全確認や復旧作業が行われたが、被害は甚大であり、やむなく宿泊保育を中止することとなった。その代わりとして、昭和の森などへのバス遠足を実施し、代替活動を実施している。このような取り組みをとおして、体験と言葉を重視した教育活動が行われたと考えている。

次に、「基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実」、施策(2)、「④豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。」では、習志野市文化連盟が中心となり、様々な行事を実施している。スライド資料8ページ目は、小中学校音楽会の様子である。全ての小中学校が参加し、お互いの発表を聴き合う良い機会となっている。スライド資料9ページ目は、総合教育展の様子である。市内の子どもたちが作成した様々な作品が、1週間総合教育センターに展示される。来場者も延べ約6千人で、大変盛況であった。スライド資料10ページ目は、1月8日に実施された席書大会の様子である。各学校の学年代表児童・生徒が集まり、書初めを行った。日本の伝統的文化に触れる良い機会となっている。このように、行事を通して、様々な芸術文化に触れることで、子どもたちの豊かな情操が育まれていると考えている。

次に、「基本方針8 文化財の保存と活用」、施策(2)、「①文化財の普及・公開を推進します。」では、ドイツ捕虜解放100周年を記念し、新指定文化財「ドイツ捕虜関係資料」の展示会を実施した。また、ガイドブック「ドイツ兵たちの習志野」を刊行した。展示会最終日に開催した講演会では、定員150人に対して、321人の来場があり、場外でのパブリックビューイングを実施するなど、大変盛況であった。このような取り組みを通して、文化財の普及・公開の推進が図られたと考えている。

次に、「基本方針10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進」、施策(1)、「①「する」スポー

ツを推進します。」では、市民が気軽に参加できるスポーツ活動として、ニュースポーツフェスティバルを開催している。スライド資料14ページ目、左の写真は、パラリンピック種目であり、新しい種目として取り入れた「ボッチャ」の様子である。右の写真は、スポンジ製のfrisbeeで行うドッジボール「ドッジビー」の様子である。子どもと大人のどちらからも人気がある種目となっている。ニュースポーツフェスティバルの参加者数だが、平成30年度から大きく増加している。令和元年度も大人150人、子ども260人、合計410人と大勢の方に参加していただいた。このような取り組みを通して、「する」スポーツの推進が図られたと考えている、と概要を説明

赤澤委員

様々な事業がうまくいっているように思う。スライド資料15ページ目で、ニュースポーツフェスティバルの参加者数のグラフが出ており、平成30年度に参加者数が大きく増えているが、これはどういった要因で参加者を増やすことができたのか、と質問

三橋生涯スポーツ課長

詳しい分析はできていないが、前年とのカレンダー等を見比べた中で、以前までは、毎年同日に菊田公民館の「きたこどもまつり」が開催されていたが、平成30年度は日程が分かれたため、その分で増えたと予想している。令和元年度については、雨模様の天気ではあったが、平成30年度と同じくらいの参加者がいた。平成30年度に周知が図られたのではないかと考えている。また、参加者の住所を調べたところ、近くの袖ヶ浦在住の方もいたが、谷津、奏の杜地区に在住の方が思った以上に多かった。新しく習志野市に住み始めた方々が、習志野市にどのようなものがあるのか興味を持っているのではないかと思う。そのような要因で、この2年は参加者数が増えたのではないかと分析をしている、と回答

赤澤委員

日程のことがあり、認知が広がったという理解でよろしいか、と質問

三橋生涯スポーツ課長

そのように考えている、と回答

高橋委員

資料8ページ目、「基本方針6 魅力ある市立高校づくり」で総括的評価は「(A)」になっているが、一方で、資料18ページ目の「『基本方針6 魅力ある市立高校づくり』に基づく具体的な施策及び事業」を見ると、達成度として「(B)」が多くなっている。なぜ、資料18ページ目では「(B)」が多いのに、資料8ページ目の総括的評価は「(A)」になるのか教えていただきたい、と質問

利根川学校教育部主幹

御指摘いただいた部分について、再度内容を確認する、と回答

高橋委員

もう一点確認したい。資料を見ると、評価として「(A)」が多く、実際に教育委員会事務局が努力をしているのは確かだと思うが、あまりに「(A)」が多く、簡単な施策ばかり最初に作っているのではないかとか、評価が甘いのではないかとかの疑念を抱かれないだろうか。また、もう十分できているのであれば、改善の余地がないのではないかと思う。自分たちで評価した時に、「(A)」ばかりになるようなやり方に疑問を感じるが、いかがか、と質問

利根川学校教育部主幹

今年度より、「(A)、(B)、(C)」の3段階で評価するやり方にしている。教育委員会として、一つずつの施策がきちんと達成できているか示していくことを考えている。今までは文章表現だったため、評価について見えづらいところがあった。それをわかりやすく示したというところにある。しかしながら、今ほど委員から御指摘をいただいたように、確かに「(A)」が非常に多くなっている。有識者の方からも、「(A)」が多いという部分について御指摘を受けているところである。このあたりの評価の仕方について、再考していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

今ほど委員より御意見をいただいたが、整合性を取るということと、今ほどいただいた御意見をもう一度検討していかなければならないと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

＜議案第23号及び議案第24号については非公開。
ただし、議案第23号については、令和2年9月1日をもって
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

議案第23号 令和2年度教育費予算案(9月補正)について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第23号「令和2年度教育費予算案(9月補正)について」、説明する。

本議案は、令和2年度9月補正予算として市長に申し入れを行うものである。

資料1ページ目、「令和2年度教育費予算案(9月補正)説明書」を御覧いただきたい。「No. 1 小学校パソコン推進事業」及び「No. 2 中学校パソコン推進事業」は、左から4列目、事業概要等欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策として、大型提示装置を普通教室及び特別教室に整備する費用について、増額補正するものである。申入れ額は、左から5列目、事業費欄に記載のとおり、小学校パソコン推進事業が5千922万4千円、中学校パソコン推進事業が2千790万1千円となっている。

「No. 3 文化振興事務費」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、コンクール等の中止が相次いでいることから、中学校、高等学校の音楽系部活動等を対象に、学校生活の集大成となる発表の機会を確保するという観点から、習志野文化ホールの使用料等に係る費用を計上するものである。申入れ額は、875万1千円となっている。

「No. 4 新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の一斉臨時休業に係る対応及び臨時休業からの再開を支援するために必要な経費を増額補正するものである。申入れ額は、9千610万1千円であり、財源内訳については、国庫支出金が3千891万3千円となっている。

以上が、9月補正分として市長に申入れるものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第24号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

(教育総務課)

利根川学校教育部主幹

議案第24号「習志野市通学区域審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第24号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和2年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言